

関西労災職業病 5月号

(通巻73号)

関西労働者安全センター 1980.5.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円



- 主張.....改悪労災法案ついに廃案へ
次国会再上程阻止に向け戦線の強化を！.....1→2
- シリーズ/反撃への地歩を(第1回).....3→8
☆地域合同労組佐野安下請労働者支部
☆岩佐労災訴訟を支援する会
- **特別報告**.....職業病認定問題に関する全国連絡会議
第3回全国集会を開催(東京).....9→13
- 第5回人民医療に学ぶ会への呼びかけ.....13→14
- 前線から(ニュース).....15→18
- **特集** 前進する80労災法改正闘争(No.6).....21→23

●4月の新聞記事から/19 ●ニュースの裏側——労災事故、不当な労働者への刑事責任/20 ●機関紙購読料値上げのお願い/24 ●4月分会計報告/24

主張

改悪労災法法案ついに廃案へ 次国会云再上程阻止に向け 戦線の強化を！

社会党提出の内閣不信任案可決—
衆院解散という国会の予想外の展開
によって、労災保険法改悪法案は他
のいくつかの重要法案とともに廃案
となった。少なくとも内閣不信任案
可決が我々の運動の成果だとは言
い難い状況がある以上、これまでの反
対運動についてより正確な判断—総
括が必要であると思う。今国会成立
がなかったことについて、全てを「
解散」の成果にしたり、反対運動の
大勝利としてしまうのは共に問題が
ある。しかし、今回の改悪法の廃
案化の基本的背景がまぎれもなく反
対運動の成果であることは明確にす
る必要がある。それは政府—労働省
のまけおしみや、この問題にまじめ
にとりくもうとしなかった一部労組
幹部の闘争不要論の根拠として、

「ハブニング解散」が使われており、
我々がこんな論議に組する必要性は
全くないからである。

今回の反対運動が一応「廃案」と
して実を結んだことの原因を大要に
言えば二つの点に帰すると思う。第
一には、被災者の立ち上りであり、
第二には労働省当局が労働組合、被
災者の力を、あまりにも過少に評価
していたことである。

廃案への原動力は 被災者の立ち上り

第一の点について述べれば、クロ
ム被害者の会や七九年十二月に結成
された「八〇年労災法改正を闘う被
災労働者全国協議会」などの被災者

団体は、改悪法案が労災保険審議会
にかかっている段階から明確に反対
運動にとりくみ、今年一月末の労働
大臣室前座りこみに象徴される闘い
の中で、一度は労働側委員も賛成し
たと伝えられた審議会が二月四日の
答申では総評選出委員の反対意見及
び「被災労働者の立場を尊重して・
・・」との一文を附記するにまで
至ったことが第一段階である。

しかし、労組内部にも一部賛成派
があり、総評大会における反対決議
が流れるなど事態が流動的であり、
社会党もそれを反映して「反対」な
がらも意見調整に手間どるとい
う状況であった。

三月一日にクロム、せき損、じん
肺、全国協などの被災者団体による
共同アピール、三月三〇日「労災法

改悪に反対する全国連絡会議の結成、そして国会行動を中心とする精力的運動が展開されたこと、関西でも三十四団体で関西緊急連結成、四・二七集会の成功と、これら一連の被災者のたちあがりには反対運動を不動のものとしたのである。

四月初旬に公明党が反対を決めたことにより、改悪労災法案ははつきりとした「対決法案」となった。またこれらの状況が逆に労働組合にも浸透し、四月二十二日の国会社労委へ向けての総評動員にあらわれるように、労組内の一部の賛成勢力は沈黙せざるをえなくなったといえるだろう。このような経過の中で、四月下旬の段階で既に改悪法案の今国会成立は実質的に阻止というところまで闘いは前進したのである。

労働省の 楽観論を物砕

第二には労働省の反対勢力に対するあなどりの問題である。従来、労

災・労働安全衛生関連の去文「正」の多くはかなりの問題点を含みつつもスムーズに通ってきた。その背景には、誤解をおそれずに言えば、労働省と一部労働側委員（審議会）の間の一種の紳士協定のようなものが暗黙のうちに成立していたともいえることである。労働省の「楽観論」の由来はこの辺にある。

しかし、七六年の労災保険改悪、七七年労安法改悪―守秘義務条項、七八年労基則三十五条改悪と一連の問題の中で、前述の構図は徐々に崩れてきていた。今回の民事調整問題は、このことがいよいよはっきりしたことであったが、労働省が充分それを分析し切れていなかったということができる。労働省が楽観論の延長で譲った答申への総評選出委員の反対意見附記が、被災者の本格的な立ち上りによって、改悪法案の命とりまでに発展したといえる。

闘争勝利を踏みに 戦線の強化を

以上二つの側面から廃案への経過を分析したが、そのことからわかるとおり、基本的には労働者・被災者の反対運動の勝利ではあるが、幾分か労働省側の準備不足、国会の「波乱」によるところがあると考えるべきであろう。従って労働省が民事損害賠償と労災保険との調整を断念したわけではなく、次期国会への再上提は必至と考えるべきである。我々は闘争体制を持続し、次国会の上提阻止の闘いを準備する必要がある。また、その間に行なわれる参院選、総選挙は極めて重要である。自民・民社等改悪法案に賛成するような勢力の前進を阻み、真に労働者、被災者の権利を守る勢力の前進のため奮闘しよう。

労災保険法改悪反対闘争の第一ラウンドの勝利を基礎に、国会再上提阻止、完全廃案に向け闘いを拡大しよう。

反撃への地歩を!

改悪労災保険法案を

完全に葬り去るために...

シリーズを始めるにあたって

関西労働者安全センター常任事務局

労働者・被災者の立ち上りによって、労災保険改悪法案は廃案となった。反対運動には、単に労災職業病と闘う仲間だけでなく、公害・薬害医療被害と闘う仲間が数多く参加した。労働省が未だに労災裁判権のほく奪をねらう法案の国会再上程をあきらめていない現在、労働省にそれをあきらめさせる闘いを強めることが重要である。そのためにも、これまで反対運動に参加してきた団体、

個人がそれぞれの運動について、とりわけ民事損害賠償闘争の経過、現状、課題等について、互いに理解、共鳴しあっていく作業を進めることは極めて重要であろう。シリーズ「反撃への地歩」は、主に関西緊急連に参加した団体がそれぞれ自らの運動を紹介することによって、より多く、深く互いの共通点を見出し、反撃への共通の糧をつかんでいくことを期待して企画したものである。

造船元請会社の 労災責任を追及する

・大阪地域合同労組佐野安下請労働者支部

造船不況合理化首切りが、まだ九〇名の佐野安構内で働く下請労働者を直撃はしていないが、その地鳴

りて大きな不安でうず巻いていた。九七六年春、私達の組合は一〇〇名を越えて結成された。

「人権闘争」といわれた私達の闘いは、組合結成直後下請事業協同組合との団交で、世帯主の生活保護規定をはるかに下まわる賃金に一日二五〇円の値上げ、労働基準法通りの有給休暇、残業割増の支給、健康保険雇用保険など、労働者の最底の権利を認めさせていった。

何よりも下請労働者を力強くしたのは「団結した闘いで、ようやく人間らしく物が言えるようになった」事であった。

元請ー下請会社の

激烈な組合つぶし

しかし、佐野安本社と下請業者の結託による組合つぶし暴力と首切りと思想攻撃が私達の組合にまぞおそいかかった。私達の組合を支援してくれた本工の全造船には、まず（私達の組合結成後は）暴力と思想攻撃が、そして、私達が根こそぎ解雇されてからは、首切り、配転攻撃

がかけられていった。

わずか五ヶ月で、腕章をつけ公然化した組合員は、四月当時約三十五人から八月当時十人に激減し、そのうち首切りをまぬがれた組合員は三名であり、翌年三月には、根こそぎ組合つぶしの解雇というありさま（当時下請工数は一年前の約半分位だったと思う）であった。

残った十人の組合員が何を求めて闘っていったのか？その闘いはどこまで前進して、何が問われていたのか？法廷上の仲間の「一定の勝利」の後、なおも実質五名の組合員によってになわれている三宅裁判がどんな意味をもっているのか？私達一人一人がその問いかけを今もなお続けている。

闘わざるを得なかった

労災闘争

だから、下請組合にとって労災闘争、労災訴訟はどんな位置をもち、

どんな展望をもっているのかと聞かれても、「名答」はない。

しかし、確実にいくつかのことは言い切れる。

一つは、私達が組合つぶしの暴力首切り、ありとあらゆる不況下の思想攻撃をはねのけて闘かおうとしたら、労災闘争を避けて闘えなかったことである。

（一）節安さんの場合は、本社や下請親方の日常的な下請・本工組合に対する暴力によるおどしの中で、五興鉄工のポーションが「赤腕章をはずせ」と、彼ともう一人の組合員に集団暴行を加え、首と腰を強く壁や机などにぶつけられ、就労できなくなった。下請の場合五日以上の欠勤は本社の指示で解雇されるので、組合の団結を守り、職場復帰、生活保障、企業責任追求のために、労災認定闘争をくみ、地労委闘争をやる以外になかったのである。

労災認定闘争は地域の仲間や安全センターの協力で見事一年後に勝利したが職場復帰はできなかった。

(二) 山田さんの場合は、「欠勤日数が多い上に、メニエール症候群という病気で就労不能」を理由に解雇された。(メニエール症候群という平衡感覚を失う病気は、医師の誤診として解決されたので、それが造船病だという声についてはここではふれない)

しかし、会社が「出勤日数は年次有給休暇の対象に基準法が定めている八割に満たない」と提出した資料によると、何と労働災害による休業日は、全て欠勤日と計算されているのである。ここでは、まずは金だけは労災保険から受けていても、出勤簿上は私病扱いであり、私達は地労委闘争の中で当然この私病扱いを告発するしか、解雇撤回・職場復帰・賃金支払いの地労委命令をひき出すことができなかったのである。

(三) 最後に今本社を相手取って、労災・地位保全の訴訟をおこしている三宅さんの場合。

特に下請工の場合、労災に出会っていない人を探す方が大変だが、三宅さんの場合は一九七七年三月「本

社による塔載職場の契約解雇による「解雇」を通告されるまで八年間に、五回も労災に痛めつけられている。船をすべらす盤木を組み立てたりバラシたりする彼の仕事も、エアホースで耳の鼓膜を破ったり、雨の日に建造ドックにおりる階段から足をすべらせ、肩をいわしたり・・・。

このうち労災扱いになったのは、チョンナーで足を切った一件だけである。組合ができるまで何が労災なのか、どうしたら労災にできるのか、彼は知らなかったのだ。今も連日のように肩も腕もしびれるというのに。

二度解雇された 三宅組合員



七七年の3月2日に、上述したような解雇予告が、本社の意をうけた宮崎木工より三宅さん以下一〇名の下請工に通知された。まさに、最後の赤字章をつけた組合員と拠点職場を下請業者がもぎとろうとするものであり、組合は本社と下請業者を相

手取り、直ちに地労委に提訴した。その後解雇予告期間中に三宅さんは、六度目の労災に遭遇してしまったのである。

進水式の翌日、それまでの仕事のおいたて、本社職制、御用組合員のいやがらせて心身ともくたくたになった身を、進水後まき散らされたいたヘッドで足をすべらせて、腰をいわしてしまったのだ。腰痛は長年の重い盤木を船底の腰をまけてしか通れない所などで移動させ続けたり、ハンマーをふり続けたりなどの潜在的な蓄積と相まって、今日まで長期化している。

解雇予告期間中の労災が六ヶ月以上に及んだ場合は、予告は無効との地労委の判断を会社が認めたので控訴はとり下げたが、再び翌年3月、彼は二度目の解雇通知を受け取った。「本社が新造船をやめ、下請事業共同組合も解散して、下請業者は宮崎をはじめほとんど契約解除されたから」というのが理由である。

以後本社と契約を継続したのは数社となり、組合員との係争をかかえ

てきた業者は全てこの時に契約解除された。替りに、係争をかかえた業者ら一〇社の共同出資による共業産業で再契約するという念の入れようである。

業者つぶしで 団結権切り捨て

佐野安は、不況下の下請大量首切りという世相にかくれて、次々に出てきた組合側勝利の地労委、地裁命令を、下請協同組合、業者もろともぶっこわすことによって一人で原職復帰も認めず、団結権を切り捨てようとしたのだ。

ちなみに、この時点までに出ている品川工業田野内さんの解雇撤回原職復帰地裁及び地労委命令、ナニワ機械山田さんの解雇撤回原職復帰命令、平の組浜崎さんの解雇撤回命令、下請事業協同組合、宮崎木工に対する組合つぶし謝罪命令がある。

このような中で、もともと元請の使用責任を正面から争わなかった

私達組合の法廷闘争の不充分性は、結果として本社の組合つぶしのたれ流しに抗する道は、法廷闘争だけでは大きな困難にぶつかっていた。

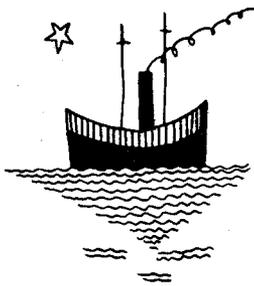
仲間の無念を背負う 三宅労災訴訟

その中で三宅さんの本社に対する労災責任と組合つぶしの契約解除解雇に対する地位保全、損害賠償訴訟は、言いつくせない卑劣な下請組合を先頭にする下請の切り捨てに、少くとも「屈しない」「闘いとして、多くの仲間の無念さを背負って避けて通れない闘いとして開始された。

私達の地域合同や全造船をはじめとする民間や官公労の地域の仲間の支援にもかかわらず、下請組合員の団結権を佐野安構内によりがえらす原職復帰闘争は、その数々の未熟さ故に大きな困難にぶつかっている。今私達は「屈しない」「闘いから根本から下請工が「勝利する」「闘いに向けて、一人一人がどう飛躍したら

よいのか真剣に考えている。軍需生産と関西空港に活路を見出そうとする造船資本家たちの本工に対する必死の組合つぶし。あるいは、再就職先を自衛隊に求めていった若い下請の仲間達。その上に、今日も進められていく有事体制づくりが、さらに韓国をはじめ第三世界の解放と民主化の闘いに、もっと多くの血を流そうとしている。

「屈しない」「闘いから」「勝利する」闘いにつき進んでいく道は、少なくとも労災訴訟に安住する中からだけでは、ふみしめられないのではないだろうか。傷ついた体を闘いながらも、もっと多くの下請工の組織された隊列を労働と生活と闘いを共にしてつくりださない限り。未完。



電力資本の、すくまじい



被曝労働者隠しをあげ出す

岩佐労災訴訟を支援する会 会員 岩

一九七一年五月二十七日、敦賀原子力発電所での作業中に岩佐さんが被ばくしてから既に九年が経過しようとして、その間に原発をめぐる情勢は著しく変化した。政府が当初進めていた六千万キロワットを目標とする「クリーンエネルギー原発」の計画は、各地の反対運動とともに相次ぐ事故、故障につまづき、去年のスリーマイル島原発の事故でいわゆる「安全神話」は完全にくずされてしまっている。そして今は、もはや石油・エネルギー政策の中での原発は必要論をふり返し、十万以上の被ばく労働者の声なき声を踏みつけて、建設を強行しているのが現状である。岩佐訴訟は、初めての原発内労働

被ばく損害賠償請求事件として、七年三月に提訴されたものである。被告である日本原子力発電株式会社は、関電、東電など主要電力資本等が出資して原発推進のために設立した完全な国策会社で、商業用原発の開拓者としてあった。

明らかになった

資料ネツ造・証拠隠滅 の実態

裁判は六年間に三十回の法廷が開かれ、裁判官の現場調査もこの六月に行なわれるのを含めると三回行なわれている。当然法廷では、原発建

屋内の作業で被ばくしたことによつて障害がおこったかどうかを争うわけだが、日本原電側の秘密主義によつて、岩佐さんが被ばくした当日の資料さえ当初出されなかった。しかも、その資料があるのかないのかわからず、会社側の証人によつていく違っている。更に、後になって出された資料によると、当日の原子炉格納容器へ出入りした者が同一時間に十四人もいることになり、人の出入りが全くなかったとする会社側証人及び本人の証言とくい違っており、その資料がネツ造されたものであることが明白にされた。

このように、日本原電の資料ネツ造、ズサンな安全管理の実態が法廷で次々と暴露された。又、被告側推薦の鑑定人の鑑定がデタラメであることを暴き、現場調査では参加者の被ばく線量が十〜二十ミリレムにも上り、岩佐さんの被ばく記録一ミリレムの不確かさが明確なものになった。

日本原電に

加勢する労働行政

一方、敦賀労基署に出した労災請求は、「医師の診断には異論はないが、資料によれば原発での被ばくはありえない」と、原電の提出した資料をうのみにした全くふざけた決定であった。福井労基局におこなった審査請求も同様で、本人の事情聴取も職員のパケで支援を追い出し、密室で一時間程できりあげるなど非常に政治的に対応し、結果も署の決定を承認するものでしかなかった。

労災の再審査請求は、中央の労働保険審査会に提出しており（本誌前号参照）公開審査に向け取りくみ中であるが、この事件が原発推進という国策のからだ政治的意味をもつため、以前に増して広範な支援の輪をもたない限り困難な闘いが予測される。

法改悪の先取りは

原子力で

我々が岩佐氏の闘いを支援する中で強く感じてきたことは、原子力労災において、労災職業病関係の法改悪等が常に先取りされた形で行なわれてきたことである。

七六年の労働省新通達（基発八一〇号）は、認定基準の細分化によって、医学的関連のつけにくい原子力労災の認定を増々不可能なものにしている。これはその後の労基則三十五条（労災職業病の認定基準）の改悪における限定列挙主義と同様の考え方であり先取りに他ならない。又、今年の労災法改悪における民責問題についても、既に七九年、原子力損害賠償法改正の中で労災保険との調整事項が設けられており、電力資本の賠償責任を陰ペイする役割を果している。この様な攻撃は、これから

増々増え続けるであろう被ばく労働者に対する切り捨てを正当化するものに他ならない。

岩佐訴訟に

支援の輪を！

岩佐訴訟は法廷論争で、原電のムチャクチャなやり方を徹底的に暴露しており、結審も間近に迫っている。今後増々支援の輪を広げ勝利することによって、何よりもまず原発内の労働者被ばくの存在を認めさせねばならないと考えている。

特別報告

職業病認定問題に関する全国連絡会議

第3回全国集会を開催（東京）

職業病認定問題に関する全国連絡会議の第三回全国集会在が5月10、11日両日、東京都内の二ヶ所で開催された。去年10月の第二回全国集会（岡山）に続くもので、二日間をとうして七〇団体、一六〇名が熱心な討論をくりひろげた。

まず10日は、水道橋労音会館で午後から全体集会在が開かれ、四五団体一〇〇名以上が参加した。集会在は、北部九州労働者安全センターの村田氏による世話人会を代表してのあいさつ、事務局塗師氏の経過報告をうけて問題提起に入った。

全港湾中央本部の伊藤氏は前回の反省として、情勢分析の不足を上げた上で、労災職業病が増々ふえる傾向にあり、中でも一〇〇名以下の企

業がその八〇%を占めること、それに対する行政側の動きとして法改悪攻撃が進行していることをまず指摘した。そして具体的課題として企業責任をはっきりさせること、職場改善、労働条件の改善―二度と出さない闘いとどう結びつけるのか、又下請け化、海外輸出の問題を上げ、理論的な課題として、法改悪という攻撃の形に出てくる資本の思想と対決する労働闘争の理論、思想を構築すること、労働闘争における階級的団結をどうかちとるかという問題を上げた。そして、「生産性を犠牲にしても労働者の生命と健康を守る」ためには、産別、地域の団結を基礎とした我々の力量を高めなければならぬと強調した。

続いて現場からの報告に入り、全造船製造分会の村山氏の、労基法改悪問題における労基法第十九条解雇問題連絡会議の活動を中心にした報告、東京被災者交流会の早川氏から労災保険法改悪反対闘争のこの間の経過についての報告がなされた。

そして最後に、神奈川医生活協藤氏より「関東における港湾病闘争と医療生協活動」の報告があった。齋藤氏はこの間の実践の中から、診療所運動が可能な限りの広い部分を結集しうるし、しなければならぬがその大衆の力をどう活用、発展させるのかという問題、診療所の運営を労働者階級の長期的利益にどう合致させるのか、そのために労働者が診療所をどう育て管理し運営できるの

一分科会

頸肩腕、腰痛等 運動器系疾患

ほうこく

第一分科会は最高時五〇名以上の参加があり、腰痛、ケイワンに対する関心の高さを示した。参加者は、東京、神奈川、大阪、兵庫、広島と広範囲から参加があった。助言者に

世話人の今井氏、天明氏（神奈川勤労者医生協）が担当し、司会は関西労働者安全センター常任が務めた。会議は、助言者一人からの問題提起から始まった。今井氏は現在のケイワン、腰痛の認定基準の問題点を指摘した。それによるとケイワンでは、以前は症状診断名が攻防の焦点であったが、現在は作業姿勢、職種など職場に焦点が移ってきた。従って医学的にも臨床医学よりも労働衛生学的な判定が重要になっていると指摘した。腰痛については、基準が

より現実的になっているが、短期間と長期間の区別にかなり矛盾したものがあり、ワクを限定されてしまうおそれがあるとの批判があった。次に天明氏からは、運動器系疾患の場合特に職場復帰の問題が重要であると述べ、グループ療法の実例などを上げて問題提起があった。助言者の問題提起にもとづいて、現場での報告が述べられた。認定基準については、現在再審査請求を出し闘っている東京滋恵医大の山本さんより、審査長の強引な審理運営の

かという問題、認定闘争について、資本主義の中で補償を無自覚にとれば墮落に転化する契機がいつもあり結局労働者階級の歴史的任務は何かということを実際に考える必要があると訴えた。翌11日は午前九時から三分科会に分かれて議論し、午後三時からの全体集会で集約された。

として入社し、有機溶剤で肝臓を侵されて死んだ長南さんの意志を継いで闘う「殺人企業ソニーを告発する会」の代表が報告し、妻サカエさんの訴えがあった。川崎のしいのき学園患者会からは、共に闘った仲間、死をのり越え、遺志を受継ぎ闘うという決意表明が述べられた。

その後、各分科会の司会者からそれぞれに分科会の報告が行なわれた。最後に、世話人会の村田氏が二日

間にわたる討論のまとめを行なった。認定問題から入った全国連絡会議であるが、参加者の問題意識がもっと広いところであり、今後職業病とそれをとりまく様々な状況を議論し、深め、発展させなければならぬとまとめた。

全国連絡会議は、第四回集会を来年6月、大阪で開催を予定している。

分科会

諸中毒

ほうこく

実態が報告された。職場復帰に関しては、米の運搬という過酷な労働のために多くの腰痛者を抱えている全港湾大阪の米穀運送分会から労災闘争の経験が報告された。

分科会の議論は、米運分会の報告をめぐって職場復帰問題に集中した。労働組合と被災者の矛盾、未組織労働者の社会復帰など様々な角度から数多くの意見が出された。医学的観

点からは、南大阪労働者診療所から運動療法の取組みの紹介、東京清掃局労組から水泳療法を基金に認めさせた報告などが出された。

職場復帰問題は、多くの被災者が将来必ず直面することであるが、被災者の置かれていた状況によって異なるので議論がすれ違う面もかなりあった。しかし、不況首切りの時代の中で健全な労働者でさえ生首を切

られる状況の中で、職場復帰問題は深刻で重要な問題であるということに参加者全員で認識された。

最後に助言者より、職場復帰問題の重要性を認識し、準備をしっかりと行なった上で、再度議論のかみあう討論をもちたいとの表明が行なわれ分科会は終了した。

手さぐりて運動を始めたところ、東部労職研の平野氏らと出会い、現在労災申請を行なうに至り、又、労働組合に対しても働きかけを行なっている現状が報告された。

このメッキ工場は会社更生法下にあり、労働組合自身もこの職業病闘争には、会社がつぶれてしまうというおそれのために消極的であり、そのため、会社の青年労働者が中心となり、組合のみにたよらず広く地域の労働者に働きかけ、地域ぐるみでこの労災闘争にとりくむ方向を模索している現状が報告された。

神戸からは、組合結成を試みようとした女性労働者が、会社のいやがらせによりトリクレンの充満する室内での作業に配転され、そのために有機溶剤中毒になり、労災認定をかちとった後も、現在被災者運動の先頭に立って闘っている現状の報告がされた。

大阪からは、塗装作業中急性有機溶剤中毒で倒れ、その後慢性中毒として労災認定をかちとった未組織労働者の報告も行なわれた。

又、中毒・じん肺などの疾患は治療効果が望めず、そのため予防対策

まず有機溶剤中毒に関する闘争報告から始まり、東京東部のメッキ工場に、沖繩から集団就職で雇用された青年が、トリクレン中毒にかかり、

の重要性が一層明白であるにもかかわらず、中小未組織の職場では職場改善要求さえすぐに倒産につながり、他の労働者の生活権をおびやかす結果になる厳しい現実をどのようになりこえて闘えばよいのかという切実な悩みが出された。

これに対して、南大阪での自主管理闘争の経験から、職場改善要求と労働者の団結を矛盾させてはならず、労災職業病闘争の目標の設定を、労働者の解放に向けた労働者自身の団

三分科会

夜勤・交代勤務による健康障害

ほうこく

結の強化という大きな課題にすえ、長期的な展望の下に未組織労働者自身の組織化をはかっていくべきではないかとの意見も出された。

一方組織労働者のとりくみとして、静岡県藤枝市にある村上開明堂労組からは、バックミラーの研マ作業に従事していた労働者がダクトの不備により、気管支炎をおこしたことをとりあげ、局医を追求し、独力で労災認定をかちとり、又職場改善を達成しえたとの報告が行なわれた。

この闘いは、じん肺に至らない早期に対策をとり、気管支炎の段階で労災認定、職場改善を行なった点で画期的な意味がある。

又、全港湾からはじん肺闘争のとりくみの経過と今後の方向についての報告があり、又新聞労働者の鉛中毒に対する長期の闘いの経験の報告も行なわれた。

て議論された。この問題は関心が高まりつつありながらも、まだまだ取りくみが遅れている段階であり、ま

れた。それが直接職業病とはならないが、カゼをひきやすくなる、腰が痛くなるというような形で、言わば職業病の全身的なバックグラウンドというようなものであり、夜間業務は有害であるという認識の必要性が指摘された。

まず川崎、東京の一年三六五日休

また、夜勤業務が会社側から提起され、それに対する闘いをとりくみ完全勝利したミツミ電機労組の例が出された。三交替勤務を条件に新入

第三分科会は新しい課題である夜勤・交替勤務による健康障害に関し

社員を入れていくなどの攻撃の中で
のねばり強いとりくみで勝利した報
告は、今後の全国のとりにくみにとっ
て重要な経験となるだろう。

次に助言者の労働科学研究所の酒井
氏から、夜勤が有害業務であり、人
間の生理的しくみに反していること
を前提とすること、そして夜勤の必
要性の理由とされる①公共サービス

②化学工場などにおける装置運用上
の問題 ③経済的理由について、③
は禁止させ、①、②については認可
制にするという法律を制定させると
いうような方向の必要性が指摘され
た。

また、夜勤反対の闘いにともない、
その下請化と海外輸出の問題につい
てのせりくみが全く遅れていること、

更に大きく言えば、国内合理化と海
外侵出がセットにされ進行している
現状について議論が広がった。
この課題についてはこれから更に
職場でのとりくみを経験交流しなが
ら発展させねばならないだろうと思
われる。

第五回 人民医療に学ぶ会への呼びかけ

人民医療に学ぶ会 事務局

全国の医療従事者、労働者、市民、学生の皆さん、そ
のテーマです。

それぞれ健闘のことと思います。前回の人民医療に学ぶ会
(第四回 一九七九年10月28日 無産者医療運動の総括へ)
では、戦前の無産者医療運動の総括を試みました。堀口
氏は第一回よりのよき師、よき友であり、岩井会の会員
であり、戦前、戦後を通じての献身的老共産主義者であ
ります。この「総括の視点」はおおむね、一致するところ
となりました。こうした戦前の闘いをどう継承し、教
訓とし、現在の血肉としていくのか、それが我々の今後

前回、出席されていた看護婦、労働者、医師、学生よ
り自由な意見が出されました。病院や診療所でのこと、
大学でのこと、悩んでいることなどそれぞれ大切な問題
であり、それらは共通の根をもっているのに、分散され
た状態のままおかれていくことががわれました。こ
れに対し堀口氏から、「やる気の問題だ。とにかく大衆
の共通な要求にもとづいてやってみることだ！」との励
ましを受け、皆が思わず笑い出す場面もありました。革

命的案観主義は、人民の生命と健康を守る闘いの中にし
っかり根づいていくものだと的確信を与えられたことで
しよう。

第五回の人民医療に学ぶ会は、敗戦後にいち早く始め
られた民主医療運動をとりあげます。戦前の歴史を継承
して始まった民主医療運動の成果、逆にもたらした反階
級的、反人民的な誤りは我々にとって批判、学習の大き
な課題でしょう。頭から切り捨てることも一面的であり、
また、そのまま受けいれるのも一面的であり、いずれも
正しい立場ではありません。片手には、これまでの学ぶ
会から得られた総括の視点をにぎり、片手には、我々自
身の経験と理論をもってこの学習を計画します。あわせ
て、現場の皆さんの貴重な交流の場としたいです。

「労災・職業病闘争と医療運動の任務」(新地平に掲載)
の筆者である齊藤竜太氏を迎えます。齊藤氏は昨年、神
奈川医療生協を全港湾、神奈川労職センターとともに創
立され、その診療所の医師として奮闘中です。しかも、
民医連に参加された経験もあります。内から外から、過
去から現在から、民主医療運動をみることでできる人と
思います。当日は、民医連出版の文献、歴史年表なども
資料にします。次回のみならず民主医療運動の学習を予
定していますが、更に青医連の闘い、反公害、反薬害の
闘いへと会を進めていきます。もちろん、この中から現
実の行動の指針、共同綱領を生み出したいのです。

皆さんの参加を呼びかけます。

6月14日(土)

齊藤氏を囲んでの交流会

午後七時〜 南大阪労働者診療所にて

6月15日(日)

第五回人民医療に学ぶ会

午後一時〜五時 南大阪労働者診療所にて

※ 宿泊できますので事前に連絡下さい

〒五五二 大阪市港区弁天二丁目一―三〇

☎〇六一五七四一八〇一〇

人民医療に学ぶ会 事務局

第六期 労働者針灸学習会のお知らせ

開催期間 6月12日〜10月30日 毎月一、二、三木曜

学習時間 午後6時〜8時30分まで

学習場所 全港湾関西地本二階会議室

会費 一回 三〇〇円

※ 受講を希望される方は、6月7日までに南大
労働者診療所へ申し込んで下さい

☎ 〇六一五七四一八〇一〇

前線から

東京

中央審査目前に

東京でも支援体制

岩佐原発火労働争い

後の労働争い 審査会における闘いに向け、裁判闘争を、参加者が中心となり、どのよう闘争に闘争を勝利させる首都圏実行委員会」を結成し、様々な行動を展開していくことを決定した。

5月9日、

すでに中央労働保険審査会

の段階に入っ

て審理開始が

近い、敦賀原

発被ばく労働

者岩佐さんの

労災認定闘争

の学習会が開

かれた。全石油シエル労組等の主催で新橋全セメ会館にて開かれたこの学習会は、

二十四団体六〇名の参加でおこなわれ、これからの東京に足場を移した闘いの出発にふさわしい盛り上りを見せた。

学習会は、当日体調が悪

く参加できなかった岩佐氏

本人の、原発内の労働を認

めさせるまで闘い抜くとい

う力強い決意を表わしたメ

ッセージの紹介から始まり、

その後、岩佐労働争い

支援共闘が講師となつて、

被ばくに至った経過、その

学習会の後、これからの

尼崎

提訴から二年

責任回避続ける会社側

ヤソマー出稼労働争い訴訟

鹿児島県から尼崎のヤソマー、有害環境の中で働き、

マーディーセルへ社外工と

して出稼に来、高齢にもか

かわらず長時間労働、重労働

働、有害環境の中で働き、

三畳一間のアパート(寮)

で誰に見とられることもな

く孤独に脳卒中死亡した田

中原三氏の遺族が起した労働争い訴訟は、七七年の提訴以来既に三年を経過した。

全国出稼組合や全金阪神支部を中心として七六年には全関西的な労働争い、労働争いによって労働認定が、裁判にかちとられたが、裁判によって故人が直接雇われたい福田工業所と実質的な使

新証拠の採用求め

委員会での再検討要求

酒井氏の脳卒中不服審査闘争

七八年3月1日、神戸ポ
ートアイランドのポーリン
グ作業中に脳卒中（クモ膜
下出血）で倒れ、大阪西労
基署で業務外の決定を受け
た酒井精治氏の不服審査闘
争はいよいよ大詰め段階
を迎えている。

2月末、これまで審査官
と交渉してきた安全センタ
ー、全港湾などに全く連絡
なしに参与会にこの問題が
かけられ、労災を否定する
ような方向が出ていること
が明らかになった。しかし
その後新事実として酒井氏
の労災を裏づける有力な証
拠がでてきたことにより、

4月18日及び5月7日、家
族、全港湾、安全センター
は審査官と交渉を持ち、参
与会を再度開き新事実も含
めた検討をおこなうよう強
く申し入れた。

当初はその必要性を否定
していた審査官も5月7日
には「独自の調査でも酒井
氏という新事実が一定明ら
かになっているので前向き
に検討する」との見解を得
た。

またセンターでは5月18
日、14名が参加して葉草採
取ハイキングを行い、三重
県名張の方へ出かけたが、
今後このような計画を進
めていく予定。さらに、昨
年秋労災認定をかちとった
三原氏の脳卒中死について、
遺族が民事訴訟の準備を進
めているが、その支援も決
めている。

6月で此花センター開設
一年になるが、当初の予想
をこえてその活動が広がる
とともに、着実に成軍をか
ちとっており、二年目の活
動が期待される。

此花

設立一周年

多彩な活動を展開

此花労働者センター

此花労働者センターは、地裁・地労委を支援する

5月9日に運営委員会を開き、当面の活動について主に以下のことを確認した。

- ① 森川さんの未払賃金闘争を踏まえ、此花区から労働基
 - ② 市職労と連携して此花区
 - ③ 婦人を中心として共同購
 - ④ 市職労と連携して此花区
 - ⑤ 労働者の生活実態の分析
- を深める学習を進める
- 労働組合の組織化の援助を
強める 等がその内容であ
る。

① 森川さんの未払賃金闘争
② 住友電工有志の未
払賃金、差別賃金の闘い（



仙台

産業衛生学会

御用産業医を追及

5月15日、17日、仙台において産業衛生学会が開かれた。

15日には「腰痛シンポジウム」が行なわれたが、この中で小山内博は、腰痛は職場体操で全て治せると主張し、腰痛の原因は全て運動不足にあり、労働条件や内容などは一切無関係だとするでたらめな主張を行なった。

これに対し岡大の柳桑氏は、現行の腰痛認定基準の矛盾を明らかにし、小山内氏らの考え方に対し、適切な反論を展開した。

16日は、ソニー工場内で臨時工として雇用された長

南氏が、有機溶剤中毒により肝炎をひきおこし死亡し、労災闘争を闘う遺族の方や、それを支援する人々と、産衛学会に参加した研究者の間で交流会が開かれた。

東北でも現在、塩釜の腋

済会病院に勤務する中里氏や、地域の労働者の力により、職業病センターの準備が進められており、長南氏の問題を軸にしなが

16日午後からは、産衛学会総会が開かれたが、この間の労災保険法改悪に対する産衛学会の意見を早急に

とりまとめるべきであるとの質問を反対闘争を担ってきた研究者から提出することにし、南大阪労働者診療所の松浦氏が質問を行なった。これに対し、産衛法規

対策委員会の三浦委員長からは、重要な問題であり、産衛学会としての意見をまとめて出すことの必要性を認め、そのためには対策委

としてこの問題をめぐって早急にシンポジウムを開き積極的にとりくんでいくことが約束された。

17日には、クロム中毒に関する発表を行なった佐野先生に対し、中国地方の産業医が佐野先生をヒボウ中傷する暴言をはき、その場

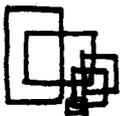
にい合わせた神戸診療所の伊丹先生から厳しく批判され、謝罪をさせられるといった場面も見られた。

これは、日常の佐野先生

の労働者の立場に立った活躍ぶりを苦々しく思う資本の意をうけて、御用産業医が計画的に行なった言動のようであり、今後も厳しく責任を追求していく必要がある。

17日の午後は、地域交流会が開かれ、東北の地で労災職業病を闘う労働組合の人々から多くの質問や要望が出された。

質問や要望は総じて、産衛学会に対するお願いという域をこえるものではなく、もう一歩つっこんで産衛学会そのものの立場を鋭く追及するような展開にならなかった点は、少し残念であった。



4月の新聞記事から

4・2 兵庫県で国鉄線のトンネル内を歩いていた主婦が特急列車にはねられ三人が死亡した

山口県徳山市の出光製油所で爆発事故

4・4 大阪で放射性物質を扱う検査会社で火事

4・8 市民四人が嫌煙権を求めて東京地裁に初の訴訟をおこした

4・10 広島地裁で住民訴訟に対し、原告全員が手数料を支払えとの判断が出、提訴を断念

合成洗剤の主成分は無害との研究結果を都衛研がまとめた

4・11 東京など三ヶ所で、スモン高裁段階で和解

4・14 大阪空港公害訴訟で、最高裁は審理のやりなおしを決定

4・17 熊本地裁は水俣湾ヘドロ処理訴訟で、原告の差止め請求を却下した

4・20 徳山丸事件に関して、全港湾関西地本はタスク清掃に法的措置を講じろと要望書提出

4・22 大阪岸和田で倉庫が炎上し阪和線がストップした

4・23

米国ニューヨークで劇薬庫が大爆発し、住宅地へ有毒ガスが流れ大騒ぎになった

大阪で作業中のクレーン車が川にすべり落ち、対岸の作業員がアームの下敷で死亡

4・24

大阪で工場からトルエンが川に流出して、魚五〇〇匹が死んで浮び上がった

4・25

愛媛県伊方で原発燃料搬入を阻止した住民八人が逮捕された

京都地裁は誤診で乳房を切り取られた女性の訴えを認めた

4・26

通産事務次官の失言に養蚕生産者団体が抗議し、七〇〇〇人の弾効集会が開かれた

4・28

大阪で、記録運びなどでケイワン症になったと訴えていた裁判所職員が勝訴した

4・30

ノーマア・スモンを訴えてスイスで国際シンポが開催された

大阪堺で、車イスの児童がイスからずり落ちて防止ベルトで首をしめ死亡した

4月22日、東大阪市内の近鉄沿線
でクレーン車が川にすべり落ち、倒
れたアームの下敷になって同僚一人
が即死するという事故があった。ク
レーン者の運転手は、そのままア
ームが倒れれば線路上に倒れるので、
最後までハンドルレバーを左へ切り
続けたということであり、新聞（読
売）も「この直後

準急電車が現場を
通過しており、運
転手の機転がなけ
れば大惨事になっ
ていた」と解説し
ている。

しかし、同運転

手は枚岡署によって「業務上過失致
死」の疑いで逮捕されている。新聞
記事以上の事実関係は不明であるの
で事故の責任がどこにあるのかわか
らないし、又経過からして不起訴に
なることも考えられる。

しかし、問題なのは労災事故につ
いてまわる「業務上過失」である。
電車の運転手が操作をあやまって脱



線事故が発生すれば警察にひっぱら
れ「うっかりミス」としてマスコミ
にたたかれる。乗務要員不足や長時
間拘束で身体がまいっていたことな
どはほとんどとりあげられない。二
人作業で片方がついよろけたため
他方が荷物の下敷きになってケガを
すれば、よろけた労働者が「犯人」

労災事故、不当な 労働者の刑事責任

となる。刑法の構成として注意義務
のある者がそれを怠れば「業務上過
失」となり、その者が事故発生の一
に問われるのは論理上つじつまが合
う。

しかし、問題が「未必の故意」に
近いというような極めて悪質な場合
には納得できる場合もあるが、大半
は釈然としなない。経営者が労働条件

や設備の悪さをタナにあげ、労災の
原因が本人の不注意にあると宣伝し、
また会社をとりしまるべき労働基準
監督署が労基法、労安法違反などに
ついて極めて経営者に寛大である現
実と対比してみればますます釈然と
しない。というより資本主義社会の
法の本質があまりにもよく現われて
いる。

全港湾大阪支部
第二回定期大会で
も、「災害がおき
たときに一諸に動
いていた労働者に
対する刑事責任の
追求が厳しくなっ

ています。これは労働者に責任を転
嫁するもので、あくまでも刑事責任
を問われた場合は裁判闘争で闘い、
費用や罰金などを企業に負担させる
ようにします。」との方針を決めて
いるが、こういったとりくみをもつ
と本格的に進めていく必要性を痛感
する。

特集 前進する 即決法改正案 No.6

衆院解散という状況も加わり、5月19日労災保険法改悪法案は遂に廃案となった。労働者、被災者の決起の勝利である。しかし、労働省は民事損害賠償と労災保険の「調整」をあきらめてはいない。むしろより準備を重ねて次国会への上程をねらっている。闘いの第一ラウンドは勝利したが、第二ラウンド一国会再上程を断念させる闘いを継続せねばならない状況である。反対闘争の中心になった被災者組織での総括作業が進むとともに、各地での闘いは続いている。以下5月に入ってからの運動を報告する。

東京

闘争の成果踏之 組織存続の方向確認 被災労働者全国協議会

ようやく明るい見通しが出てきた段階であったので、会議は交流もかねてなごやかなふんいきの中でおこなわれた。

五月十一日夕方より東京水道橋で被災労働者全国協議会の代表者会議が開かれた。法改悪問題も峠をこえ

法改悪反対闘争の中間的総括として、反対闘争の中で、とりわけ様々な被災者団体を組織化していく上で

全国協の果たした役割は大きかった。また、全国協が労働組合と被災者団体を結びつける役割を果たしたということが確認された。

次に今後の方向について議論が移った。今回の反対闘争の中で果たした役割の重要性からいっても、また労働運動と最も緊密な関係をもつ被災者団体であるという特徴からしてもなんとか存続できる方向で努力しようとする確認し合った。具体的には、法改悪問題がはっきりした段階で、各参加団体の総括をもちより解散大会を開いて討議する予定でいる。

大阪

大阪春闘共闘が 大阪労基局と 交渉

大阪春闘共闘は3月1日大阪労基局に対して「調整」条項の撤回を求める要求書を提出していたが、4月

に局より文書回答があったことを踏
え、5月9日大阪局との交渉を行な
った。

交渉には全金、全港灣、私鉄、全
国一般、大阪総評等の代表が参加し、
局の回答文書が全く無内容で誠意が
認められないことを激しく追求した。
局側は法案が国会審議中であること
などをたてに確答を避けたが、春闘
共闘の申し入れについては再度労働
省本省へ伝えることを約束した。

大阪 大阪労金労組で 学習会

5月8日、大阪労金労組は合理化
対策、地域対策部の主催で労災保険
法改悪問題についての学習会を開催
し、大阪府下の各支店支部より約四
〇名が参加した。また講師として安
全センターの榎本が出席した。

約一時間半の講演の後討論に移っ
たが、それらのまとめとして、労金
労組としてとりくみが不充分なので
今後労基法改悪問題、そして現在と
りくみが進んでいるケイワン闘争な
ど職場の問題と結びつけて闘いを進
めていくことが報告された。

関西 闘争勝利の シラミを決める 被災労働者関西協議会

5月24日、関西被災労働者協議会
は世話人会を開き、労災保険法改悪
反対闘争などの中間総括及び今後の
組織運営について討論した。

労災保険法改悪反対闘争について
は、廃案にもちこんだ基本的な力は
被災者の起ち上りであること、また
闘争を通じて様々な被災者との交流
、共闘が進んだことを大きく評価し、
また定期報告書について、これまで

の「兵庫方式」を全関西的なもの
にしたことを評価した。一方、リハビ
リ、職場復帰等の重点要求について
はほとんど前進がないことを認め、
今後の課題として残した。

関西協議会は八〇年労災法改正を
目的として結成されたものであるが、
今後とも重点要求の実現に向け、規
約の改正とあわせて恒常的な組織と
していくことについて合意があった。
また、労災保険法改悪反対闘争勝利
についての報告ピラをまくこともあ
わせて決定された。

全国 医療関係者等 専門家も 反対声明

労災保険法改悪問題については、
労働者・被災者の反対闘争の前進と
併行して、専門家グループの動きも
活発になっている。

3月30日には、約四〇〇名の弁護士の反対アピールがだされ注目を集めたが、4月25日には、小木和孝（労研）、佐野辰雄（西多摩病院）、

天明佳臣（神奈川医生協）、松浦良和（南大阪労働者診療所）など二十三名の医師及び労働衛生専門家を呼びかけとする反対声明が発せられた。

労働省は今国会廃案のまきかえしとして、労働法・民法等各学会工作などを強めている。このような動きに対して、今回の声明は極めて意義が大であり、今後専門家段階での反対運動の前進が期待される。

広島地区労を 中心に 反対運動前進

去る3月末、広島地区労が、労災・船員保険法改悪反対の団体署名のとりくみを決定し、4月10日までに傘

下の組合を中心に、賀茂地区労等他の地区労の協力によって、九五団体の機関署名を集約し社労委員を通じて国会へ提出されたそうです。

広島においては

民間単産の個別のとりくみ以外には、反対の音が非常に小さいのが現状ですが、その中で広島地区労がこの問題の重要性を認め、請願署名、情宣等にとりくんだことは非常に意義がありました。法案が衆・参両院選挙後の臨時国会で再び審議される情勢のもとでは、今後、労災・船員保険法改悪反対闘争の足がかりとしても重要であると思われれます。

最後に、これら広島地区労のとりくみに対して、広島労災職業病研究会としても若干の協力ができたことを報告しておきます。

今国会に上程されている労災保険法及び船員保険法の一部を改正する法案の撤回についての請願

（請願要旨）

一 労働者災害補償保険法の一部を改正する法案を早急に白紙撤回すること。

二 船員保険法の一部を改正する法案を早急に白紙撤回すること。

三 被災労働者の職場復帰、社会復帰を前提とした労働者災害補償保険法、及び船員保険法の確立に努力すること。

一九八〇年四月五日

請願人住所

氏名

取扱団体 広島市金屋町一―一七

広島地区労働組合会議

宮崎安男

労働大臣

藤波孝生殿

— 機関誌購読料 値上げのお願い —

関西労働者安全センターの機関誌はこの5月号で通巻七三号となりました。一人でも多くの人に読んで頂くとうと、その購読料はできるだけ限り低くし、七六年3月号(二十二号)より四年間一部六〇円、年間購読料一五〇〇円(カンパ込)という水準を維持してきましたが、昨年より全文タイプ化し、そして紙代をはじめ印刷代の大幅値上げなどでどうしても値上げせざるをえない状況となりました。大変申しわけありませんが、来月6月号(七四号)より一部一〇〇円、年間二〇〇〇円(カンパ込)の新材料とさせていただきますことになり、ますのでよろしく御願ひします。なお、前納については、6月19日までは旧料金とさせていただきます。

新 料 金 表

部数	料金・年額	部数	料金・月額
一部	二〇〇〇円	五部	五〇〇〇円
二部	三〇〇〇円	六部	六〇〇〇円
三部	四〇〇〇円	以上一部増えるごと	
四部	五〇〇〇円	に一〇〇〇円増	

※ 購読料は一部四部までは年間料金、五部以上は月額料金とします。

— 会計報告 — (4月分)

収 入

会 費	176,800
機関誌	91,800
カンパ	239,510
その他	21,250
計	529,360

支 出

事務費	62,069	・・・ガス3月、水道3、4月、部屋・電気・新聞4月等
活動費	171,537	・・・社保2月、電話3月、東京出張2回、常任活動交通費等
郵送料	24,045	
人件費	190,000	・・・4月分
計	447,651	

4月分収支 +81,709 5月へのくりこし +880,975

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

〔関西労災職業病〕

5月号(通巻73号)

昭和55年5月20日発行

(毎月一回20日発行)

- 表紙写真
西九条スポーツクラブで
体操療法にはげむ被災者(16pに関連記事)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28